

資料4	H20.3.21
障害福祉サービス及び地域生活支援給付に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

障害福祉サービス事業者等に係る各種届出について

1 変更の届出、事業を廃止・休止・再開する場合の手続き

標記届出については、下記のとおり提出期限がありますので、法令遵守の徹底をお願いします。

番号	項 目	対象事業者	提出期限	提出書類
1	法第46条第1項及び第2項の 指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援 事業者及び指定障害者支援施設の 名称等の変更の届出等	市内の指定障害福祉サービス 事業者、指定相談支援事業者 及び指定障害者支援施設	10日以内	別紙1参照 (CH・GH事業者は 別紙2も参照)
2	千葉県基準該当障害福祉サービス事業者の登 録等に関する要綱第5条第1項及び第2項の 基準該当障害福祉サービス事業者の 名称等の変更の届出等	市長の登録を受けた基準該当 障害福祉サービス事業者	10日以内	別紙1参照
3	千葉県登録地域生活支援給付サービス事業者 の登録等に関する要綱第9条第1項及び第2 項の 登録地域生活支援給付サービス事業者の 名称等の変更の届出等	市長の登録を受けた登録地域 生活支援給付サービス事業者	10日以内	別紙3参照
4	法第79条第3項及び第4項の 障害福祉サービス事業等に関する変更の届出 等	市内に事業所が所在し、下記の 事業を行う者 1 障害福祉サービス事業 2 相談支援事業 3 移動支援事業 4 地域活動支援センターを経 営する事業 5 福祉ホームを経営する事業	変更：1月以内 廃止・休止：事前	別紙1・別紙3 参照 (CH・GH事業者は 別紙2も参照)

2 各種加算算定変更、報酬単価の見直し等の手続き

- (1) 各種加算算定に変更があった場合は、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の再提出が必要です。下表及び別紙4を確認してください。
- (2) 加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始することになります。
一方、加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかに届出を行うとともに、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定ができません。（以下「原則」という。）
- (3) 療養介護サービス費（Ⅰ～Ⅴ）、生活介護サービス費（Ⅰ～ⅩⅠ）、児童デイサービス費（Ⅰ・Ⅱ）、施設入所支援サービス費（Ⅰ～ⅩⅠ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ・Ⅱ）については、毎年度4月1日を基準に、前年度の状況を見て算定するサービス費を決定することになります。
- (4) その他の届出を含め、手続きを下表にまとめましたので、確認してください。

番号	項 目	対象事業者	適用開始日	提出期限	提出書類
1	利用者の平均障害程度区分等の見直しに伴う報酬単価区分の決定	市内の療養介護事業者、生活介護事業者、障害者支援施設（生活介護を行っている場合のみ）	平成20年 4月1日	平成20年 4月15日	別紙4 参照
2	前年度の利用実績による報酬単価区分の決定	市内の児童デイサービス事業者、就労継続支援（B型）事業者	平成20年 4月1日	平成20年 4月15日	
3	共同生活介護における1人の夜間支援従事者が支援する利用者数の変更	市内の共同生活介護事業者	変更が生じた日 が当該月の1 日：当該月 変更が生じた日 が当該月の2日 以降：翌月1日	速やかに届出	
4	共同生活介護における1人の夜間支援従事者が支援する利用者の障害程度区分の変更（利用者数の変更なし）	市内の共同生活介護事業者	変更が生じた日	速やかに届出	
5	旧法指定施設に係る体制届	市内の旧法指定施設	原則どおり	変更がある場合、 速やかに届出	
6	日中活動サービス等に係る利用日数の特例の適用 ＜任意＞	市内の生活介護事業者、自立訓練事業者（宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援事業者、就労継続支援（A型・B型）事業者、旧法指定施設（通所）	任意	任意 （対象期間の 前月末日）	
7	就労継続支援A型事業における利用者負担減免 ＜任意＞	市内の就労継続支援（A型）事業者	原則どおり	任意	

3 各種届出様式

各種届出様式については、下記ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

- （1）指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定相談支援事業者 指定関連情報
http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/js_iigvousyashitei.html
- （2）千葉市登録地域生活支援給付サービス事業者 登録関連情報
http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/js_tisesinki.html

4 各種届出の提出先

下記提出先あて郵送又は持参してください。

- （1）「居宅介護・重度訪問介護・行動援護・療養介護・児童デイサービス・重度障害者等包括支援・共同生活介護・共同生活援助・指定相談支援・移動支援・訪問入浴サービス・日中一時支援（日中預かり型）・日中一時支援（放課後対策型）・生活サポート」に関するもの
- 〒260-8722
千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課 自立推進係 TEL：043-245-5228
- （2）「生活介護・短期入所・施設入所支援・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援・旧法施設支援」に関するもの

〒260-8722
千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市保健福祉局高齢障害部障害企画課 施設班 TEL：043-245-5174

【変更届提出書類一覧(指定(基準該当)障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定相談支援事業者)】

〔凡例〕○:必須 △:条件に該当する場合のみ

別紙1

No	提出書類 (様式番号) 変更事項	変更届出書	指定に係る記載事項	申請者 (法人)・寄附行為等	登記事項 証明書 (登記簿 謄本)又は 条例等	運営規程	平面図	外観及び 内部の写真	居室面積 等一覧表	設備・備 品等一覧 表	経歴書	資格証等 (写し)	実務経験 証明書	実務経験 見込証明書	従業者等 の勤務体 制及び勤 務形態一 覧表	組織体制 図	利用者 (入所者) 又はその 家族から の苦情を 解決する ために講 ずる措置 の概要	指定障害 福祉サー ビスの主 たる対象 者を特定 する理由 等	障害者自 立支援法 第36条 第3項各 号の規定 に該当し ない旨の 誓約書	役員等名 簿	協力医療 機関との 契約の内 容(契約 書)	施設等と の連携体 制及び支 援の体制 の概要	サービス 提供時間 外及び家 急時等における利用 者からの連絡対 応体制	研修受講 誓約書	土地・建 物賃貸借 契約書 (写し)	障害福祉 サービス 事業等開 始(変更) 届出書	廃止・休 止・再開 届出書	障害福祉 サービス 事業等廃 止(休止) 届出書	口座振替 (送金)申 請書				
		様式 第2号	付表 1～14				参考 様式1		参考 様式2	参考 様式3	参考 様式4		参考 様式5	参考 様式6	参考 様式7	参考 様式8	参考 様式9	参考 様式10	参考 様式11	参考 様式12	参考 様式13	参考 様式14	参考 様式15	参考 様式16		千葉市 様式	様式 第3号	千葉市 様式	千葉市 様式				
1	事業所(施設)の名称	○	○			○																											
2	事業所(施設)の所在地 (設置の場所) ※電話・ FAX番号が変わった場合は 明記すること	○	○			○	○	○	○	○															○								
3	申請者(設置者)の名称	○		○	○	○																				○					○		
4	主たる事務所の所在地 ※電話・FAX番号が変わった 場合は明記すること	○		○	○																					○					○		
5	代表者の氏名及び住所	○			○														○												○		
6	定款・寄附行為等及びそ の登記簿の謄本又は条例 等(当該指定に係る事業に 関するものに限る。)	○		○	○																												
7	事業所(施設)の平面図及び 設備の概要	○					○	○	○	○																							
8	事業所(施設)の管理者の 氏名及び住所	○	○								○	△	△			○				○							△ (注4)						
9	事業所のサービス提供責 任者の氏名及び住所	○	○								○	○	△ (注2)		○	○											△ (注4)						
10	事業所のサービス管理責 任者の氏名及び住所	○	○								○	○ (注3)	○		○	○								△ (注3)		△ (注4)							
11	事業所の相談支援専門員 の氏名及び住所	○	○								○	○	○		○	○										△ (注4)							
12	主たる対象者	○	○			○												○															
13	運営規程(営業日時)	○	○			○						○			○																		
14	運営規程(営業日時以外)	○	△			○																					△ (注5)						
15	介護給付費等の請求に関 する事項	○																															
16	事業所の種別(併設型・空 床型の別)	○	○			○	○	○	○	○					○	○																	
17	併設型における利用定員 数又は空床型における当 該施設の入所者の定員	○	○			○	○	○	○	○					○	○																	
18	協力医療機関の名称及び 診療科名並びに当該協力 医療機関との契約内容	○	○																		○												
19	知的障害者支援施設等と の連携体制及び支援の体 制の概要	○	○																			○											
20	当該申請に係る事業の開 始予定年月日	○																															
21	併設する施設がある場合 の当該併設施設の概要	○	○																														
22	同一敷地内にある入所施 設及び病院の概要	○	○																														
23	利用者(入所者)又はその 家族からの苦情を解決す るために講ずる措置の概 要	○	○														○																
24	給付費振込口座																															○	
25	事業の廃止・休止																										○	○					
26	事業の再開																									○	○						

(注1)上記以外の書類についても提出を求める場合がある。(注2)ホームヘルパー2級の者を配置する場合及び行動支援を実施する場合は提出すること。(注3)経過措置により研修未受講の場合は、研修受講誓約書を提出すること。

(注4)障害福祉サービス事業等開始(変更)届出書で届け出た「主な職員」が変更になった場合は提出すること。(注5)事業を行うとする区域を変更した場合のみ提出すること。

【変更届提出書類一覧(指定共同生活介護事業者・指定共同生活援助事業者用補足)】

〔凡例〕 ○:必須 △:条件に該当する場合のみ

別紙2

No.	提出書類 (様式番号) 変更事項	指定障害福祉サービス事業所 指定(更新)申請書	変更届出書	指定に係る記載事項	申請者(法人)の定款・寄附行為等	登記事項(登記簿謄本)又は条例等	運営規程	平面図	外観及び内部の写真	居室面積等一覧表	設備・備品等一覧表	経歴書	資格証等(写し)	実務経験証明書	実務経験見込証明書	従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表	組織体制図	利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等	障害者自立支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書	役員等名簿	協力医療機関との契約の内容(契約書)	施設等との連携体制及び支援の体制の概要	サービス提供時間外及び緊急時等における利用者からの連絡対応体制	研修受講誓約書	事業計画書・収支予算書・土地・建物賃貸借契約書(写し)	障害福祉サービス事業等開始(変更)届出書	廃止・休廃止・再開届出書	障害福祉サービス事業等廃止(休止)届出書	口座振替(送金)申請書
		様式第1号	様式第2号	付表7				参考様式1		参考様式2	参考様式3	参考様式4		参考様式5	参考様式6	参考様式7	参考様式8	参考様式9	参考様式10	参考様式11	参考様式12	参考様式13	参考様式14	参考様式15	参考様式16		千葉県様式	様式第3号	千葉県様式	千葉県様式
1	共同生活介護・共同生活援助事業間における利用定員数の内訳変更(合計利用定員数は不変)		○	○			○									○	△										△			
2	共同生活住居の増加事業の利用定員数の増加		○	○			○	○	○	○	○					○	△									○	△			
3	共同生活介護又は共同生活援助の新事業開始	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△					○	△	△								○	○			

(注1) 上記以外の書類についても提出を求める場合がある。

【変更届提出書類一覧(登録地域生活支援給付サービス事業者)】

〔凡例〕 ○:必須 △:条件に該当する場合のみ

別紙3

No	提出書類 (様式番号) 変更事項	変更届出書	登録に係る記載事項	申請者 (法人)の 定款・寄 附行為等	登記事項 証明書 (登記簿 謄本)又 は条例等	運営規程	平面図	外観及び 内部の写 真	居室面積 等一覧表	設備・備 品等一覧 表	管理者経 歴書	サービス 提供責任 者経歴書	資格証等 (写し)	従業者等 の勤務体 制及び勤 務形態一 覧表	組織体制 図	利用者又 はその家 族からの 苦情を解 決するた めに講ず る措置の 概要	主たる対 象者を特 定する理 由等	土地・建 物賃貸借 契約書 (写し)	障害福祉 サービス 事業等開 始(変更) 届出書	廃止・休 止・再開 届出書	障害福祉 サービス 事業等廃 止(休止) 届出書	口座振替 (送金)申 請書
		様式 第3号	付表 1～5				参考 様式1		参考 様式2	参考 様式3	参考 様式4	参考 様式5		参考 様式6	参考 様式7	参考 様式8	参考 様式9		千葉県 様式	様式 第4号	千葉県 様式	千葉県 様式
1	事業所(施設)の名称	○	○			○																
2	事業所(施設)の所在地 (設置の場所) ※電話・ FAX番号が変わった場合 は明記すること	○	○			○	△ (注2・3・4)	△ (注2・3・4)	△ (注3・4)	△ (注2・3・4)								△ (注2・3・4)				
3	申請者(設置者)の名称	○		○	○	○													△ (注5)			○
4	主たる事務所の所在地 ※電話・FAX番号が変わっ た場合は明記すること	○		○	○														△ (注5)			○
5	代表者の氏名及び住所	○			○																	○
6	定款・寄附行為等及びそ の登記簿の謄本又は条例 等(当該登録に係る事業 に関するものに限る。)	○		○	○																	
7	事業所(施設)の平面図及 び設備の概要	○					△ (注2・3・4)	△ (注2・3・4)	△ (注3・4)	△ (注2・3・4)												
8	事業所(施設)の管理者の 氏名及び住所	○	○								△ (注2・3・4)		△		△ (注2・3・4)				△ (注5・6)			
9	事業所のサービス提供責 任者の氏名及び住所	○	○									△ (注2)	○	○	△ (注2・3・4)				△ (注5・6)			
10	主たる対象者	○	○			○											○					
11	運営規程(営業日時)	○	○			○							○	○								
12	運営規程(営業日時以外)	○	△			○													△ (注5・7)			
13	利用者(入所者)又はその 家族からの苦情を解決す るために講ずる措置の概 要	○	○													△ (注2・3・4)						
14	給付費振込口座																					○
15	事業の廃止・休止																			○	△ (注5)	
16	事業の再開																		△ (注5)	○		

(注1) 上記以外の書類についても提出を求める場合がある。 (注2) 指定居宅介護事業者又は基準該当居宅介護事業者については、移動支援又は生活サポートにおける本書類の提出不要。

(注3) 指定短期入所事業者については、日中一時支援(日中預かり型)における本書類の提出不要。

(注4) 指定短期入所事業者、指定児童デイサービス事業者又は基準該当児童デイサービス事業者については、日中一時支援(放課後対策型)における本書類の提出不要。

(注5) 移動支援事業を行っている場合のみ提出すること。 (注6) 障害福祉サービス事業等開始(変更)届出書で届け出た「主な職員」が変更になった場合は提出すること。 (注7) 事業を行おうとする区域を変更した場合のみ提出すること。

【介護給付費等算定に係る体制等に関する届出提出書類一覧】

〔凡例〕 ○：必須 △：条件に該当する場合のみ

別紙4

No	提出書類 (様式番号) 事業名等	介護給付費等算定に係る届出書	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	視覚障害者又は言語聴覚障害者の状況	重度障害者の状況	障害基礎年金受給者の状況	就労継続支援B型サービス(Ⅰ)に係る利用実績算出票	就労移行の状況	食事提供体制加算及び栄養管理に属する体制	短期滞在及び精神障害者退院支援に属する体制	共同生活援助及び共同生活介護に属する体制	共同生活援助又は共同生活介護における単身生活移行の状況	夜間支援体制加算届出書	小規模事業夜間支援体制加算届出書	小規模事業加算届出書	目標工賃達成加算関係届出書	平均障害程度区分等の算出	児童サービスに係る介護給付費の施設区分・適用単価についての利用実績集計票	児童サービスに係る介護給付費の施設区分について	児童サービスに係る介護給付費の適用単価について	指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に係る体制等に関する届出書	指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に係る体制等状況一覧表	強度行動障害者特別支援加算に属する施設状況	自活訓練加算に属する施設状況	重度重複障害者加算届出書	食事提供体制加算及び栄養管理に属する体制	常勤医師加算届出書	神経内科医加算届出書	看護師加算届出書	食事の提供及び居住に要する費用に係る徴収額届出書	利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に属する(変更)届出書	就労継続支援A型事業利用者負担減免措置実施(休止・変更)届出書	
		様式第5号	別紙1	別紙2	別紙3	別紙4	別紙5	別紙5-2	別紙6	別紙7	別紙8	別紙9	別紙10	別紙11	別紙12	別紙13	別紙14	別紙15	別紙16-1	別紙16-2	別紙16-3	旧法届出書	旧法一覧表	旧法別紙1	旧法別紙2	旧法別紙3	旧法別紙4	旧法別紙5	旧法別紙6	旧法別紙7	様式1	様式1	様式1～3	
1	居宅介護																																	
2	重度訪問介護																																	
3	行動援護																																	
4	療養介護	○	○	○ (注2)		○												○																
5	生活介護	○	○	○ (注2)	△					△								○															△	
6	児童デイサービス	○	○	○ (注2)															○	○	○													
7	短期入所	○	○	○ (注2)						△																								
8	重度障害者等包括支援																																	
9	共同生活介護	○	○	○ (注2)								○	△	△	△	△																		
10	障害者支援施設(施設入所支援)	○	○	○ (注2)		△				△								○																
11	自立訓練(機能訓練)	○	○	○ (注2)	△					△	△	△																					△	
12	自立訓練(生活訓練)	○	○	○ (注2)	△					△	△																						△ (注3)	
13	就労移行支援	○	○	○ (注2)	△				△	△	△																						△	
14	就労継続支援A型	○	○	○ (注2)	△				△	△																							△	△
15	就労継続支援B型	○	○	○ (注2)	△		△	△	△	△							△																△	
16	共同生活援助	○	○	○ (注2)								○	△		△																			
17	指定相談支援																																	
18	旧身体障害者更生施設支援																					○	○				△	△	△			○ (注4)	△ (注5)	
19	旧身体障害者療養施設支援																					○	○				△	△	△	△	△	○ (注4)	△ (注5)	
20	旧身体障害者授産施設支援																					○	○				△	△				○ (注4)	△ (注5)	
21	旧知的障害者更生施設支援																					○	○	△	△	△	△	△				○ (注4)	△ (注5)	
22	旧知的障害者授産施設支援																					○	○		△	△	△					○ (注4)	△ (注5)	
23	旧知的障害者通所療養支援																					○	○				△	△						

(注1) 上記以外の書類についても提出を求める場合がある。 (注2) 指定申請等と同時に本届出を行う場合で、既に同種のものを提出しているときは、本書類の提出不要。 (注3) 宿泊型自立訓練を除く。 (注4) 入所に限る。 (注5) 通所に限る。